



エコアクション21

環境経営レポート

2023 年度（レポート対象期間：2023 年 6 月 1 日～2024 年 5 月 31 日）



発行日 2024 年 11 月 30 日

内田孔建設株式会社
UCHIDAKOH CONSTRUCTION



環境経営レポート 目次

1. 組織の概要
2. 対象範囲
3. E A21管理体制及び役割・責任・権限
4. 環境経営方針
5. 環境目標と実績
6. 環境活動計画の取組計画と結果・評価
 - 2. 環境活動の取組計画 [太陽光発電]
7. 緊急事態の特定、準備、訓練
8. 環境関連法規等の遵守状況の確認、評価・違反、訴訟等の有無
9. 代表者による全体の評価の見直し・指示

《はじめに》

当社は、八ヶ岳山麓から浅間山一帯に至る自然豊かな地域で事業を営み、これまでも環境に配慮した事業活動を推進してきました。しかしながら、一層の環境パフォーマンスの向上を図っていく事により、二酸化炭素排出量や廃棄物排出量・総排水量等の削減をはかり、経費削減ならびに生産性の向上を目標に掲げた積極的な環境経営を目指すべきとの結論に至った。エコアクション21の認証を通じ、全社員が自覚と責任を持ち環境保全向上に努める事を最重要課題として行動するものである。

1. 組織の概要

1)事業所名 内田孔建設株式会社

2)代 表 者 代表取締役 内田克則

3)所 在 地 本 社 〒384-1105 長野県南佐久郡小海町千代里3-8
野辺山支店 〒384-1302 長野県南佐久郡南牧村海ノ口2096-3

4)環境管理責任者と連絡先

責任者:内田清司

連絡先:TEL 0267-92-2420(代表)

5)事業内容 総合建設業(土木・建築・造園緑化)及び不動産業

許可番号 長野県知事許可 (特-4)第1471号

許可の有効期限 令和4年6月30日～令和9年6月29日まで

建設業の種類

土木工事の施工、建築工事の設計・施工、大工工事、左官工事、とび・土工工事、石工事
屋根工事、タイル・煉瓦・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、浚渫工事、
板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、建具工事、水
道施設工事、管工事、造園工事

6)事業の規模 2023年度(2023年6月～2024年5月)

売上高:754百万円

従業員:18名

面 積:本社 252.31m²(資材置場合)

野辺山支店 4860.5m²

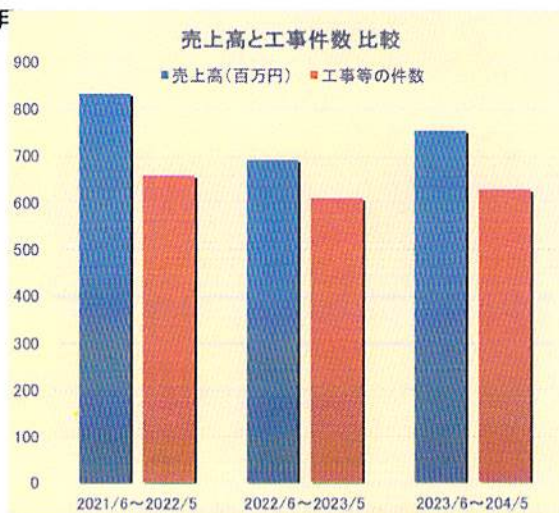
4 (資材置場・倉庫含)

2. 対象範囲(全組織・全活動)

1)組 織 : 内田孔建設株式会社

2)活 動 : 事業活動及び製品・サービスの全て

3)従業員 : 組織で働く全ての人



3. EA21 管理体制及び役割・責任・権限

代表者 内田克則

- ・環境経営理念及び環境経営方針の策定、見直し
- ・SDGs 達成に向けた方針及び取組の承認
- ・環境管理責任者の任命
- ・MR の実施
- ・環境活動レポートの承認

環境管理責任者 内田清司

- ・環境 MS 及び SDGsM の構築・運用、代表者への報告
- ・環境活動レポートの作成
- ・環境活動計画及び SDGs 活動計画の策定

建築事業部

土木事業部

造園緑化事業部

不動産事業部

EA21・SDGs 推進事務局

松本 哲也
沖津 健

- ・環境活動計画及び SDGs 活動計画の策定
(環責と協働)
- ・各部門への展開指導

- ・環境活動計画及び SDGs 活動計画の実施、
推進事務局へ進捗報告
- ・協力業者の窓口となり対応
- ・各部門・事務担当者は、一般利害関係者の
窓口となり対応

内田孔建設株式会社

環境経営方針

《基本理念》

当社は、美しい自然と共存した総合建設業を標榜し、あらゆる事業活動及び製品・サービスにおいて、自然との調和を強く認識し、環境保全に一丸となって取り組むことで、美しい地球の未来を見つめ続けていきます。

《行動指針》

当社は、基本理念に基づき、事業活動により生じる環境への影響を把握し、環境保全活動を継続的に推進していくことで、美しい地球の未来を見つめ続けていきます。

具体的に次のことに取り組みます。

1. 二酸化炭素排出量の削減
2. 産業廃棄物の 3R(減量、再使用、再生利用)の推進
3. 水資源の使用量の削減
4. グリーン購入推進及び化学物質使用量の削減
5. 環境関連法規制の順守
6. 環境に配慮した施工の効率化を推進します
7. 環境経営は企業活動における最大のチャンスととらえ、継続的な改善に取り組みます
8. 持続可能な経済・社会づくりのために取り組みます
9. この環境方針は、全社員に周知し、社外からの要求に対して公開致します

改定日：2020 年 2 月 10 日
内田孔建設株式会社
代表取締役 内田 克則

5.環境目標と実績

※電力の二酸化炭素排出係数 中部電力2020年度実排出係数0.379kg-CO2/kwh使用

	項 目	単位	2022年度 (6月～5月) 実績	2023年度(6月～5月)			2024年度 目標	中期目標 (3年後)
				目標と目標 値	実績	評価		
1	CO ₂ 排出量削減	kg-CO ₂	293250	0.5%削減	11.7%減	○	0.5%削減	1%削減
				291784	259054			
	・電力CO ₂ 排出量削減	kg-CO ₂	12480	2%削減	3.5%増	△	2%削減	3%削減
				12230	12922			
	・灯油CO ₂ 排出量削減	kg-CO ₂	5652	0.5%削減	7.6%減	○	0.5%削減	1%削減
				5624	5222			
	・ガソリンCO ₂ 排出量削減	kg-CO ₂	76558	0.5%削減	20.5%減	○	0.5%削減	1%削減
				76175	60825			
	・軽油排出量削減	kg-CO ₂	198560	0.5%削減	9.1%減	○	0.5%削減	1%削減
				197567	18088			
2	化学物質の削減 (PRTR法該当品の代替検討)	Kg	0	-	-	○	現状維持	現状維持
				0	0			
3	水使用量の削減	m ³	420	現状維持	1.4%増	X	現状維持	現状維持
				420	426			
4	廃棄物排出量削減	t	88.9	1%削減	340%増	X	1%削減	2%削減
				88.0	391.3			

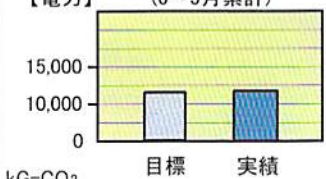
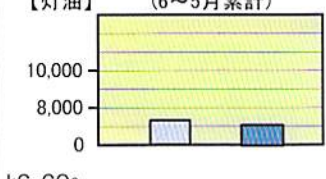
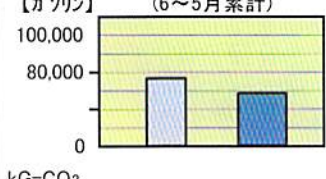
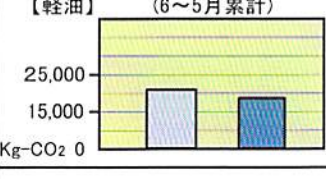
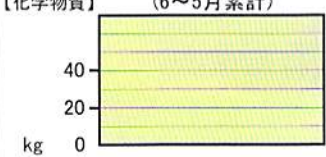
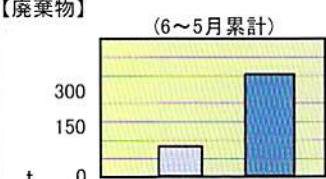
※基準年=2022年度(2022年6月～2023年5月)

《考 察》

- 1.ガソリンCO2排出量は従業員が途中退職するなど、稼働台数が減少したことによる。
- 2.廃棄物排出量増加は、解体工事の増加、とりわけ木くずが著しく増えたことによる。

6.環境活動の取組計画と結果・評価、次年度の取組内容

(◎数値活動達成 ○数値のみ達成 △活動のみ達成 ×数値活動未達成)

取組計画	判定	結果と評価(赤字=次年度の取組)	目標と実績
1.CO2の排出量削減(目標:0.5%削減)	○	・CO2総排出量11.7%減	【電力】 (6～5月累計) 
1-1) 電力の排出量削減 ・プリンタおよびコピー機の節電 ・室内照明の節電 ・ファンヒータ節電・温度管理 ・節電サーモの管理	△	・電力排出量=3.5%増 ・サテライトオフィスの稼働が増加した ・再生エネルギーの導入を検討する。	
1-2) 灯油の排出量削減	○	・灯油排出量=7.6%減 ・冬季期間の工事量が減少した	【灯油】 (6～5月累計) 
1-3) ガソリンの排出量削減	○	・ガソリン排出量=20.6%減 ・従業員が途中退職し稼働台数が減少した。 ・ドライブレコーダーを効率的に活用する	【ガソリン】 (6～5月累計) 
1-4) 軽油の排出量削減	○	・軽油排出量=9.3%減 ・除雪が少なかった。	【軽油】 (6～5月累計) 
2.化学物質の削減(目標:削減)		・化学物質=前年に続きゼロ	【化学物質】 (6～5月累計) 
・MSDSにより該当品の選定 ・代替品の検討	○	・使用しなかった。 ・次年度も代替品を働きかける	
3.水使用量の削減		・水使用量=1.4%増	
4.廃棄物の削減		・廃棄物=340%増	【廃棄物】 (6～5月累計) 
・ゴミを出さない	×	解体工事の増加、とりわけ木くずが著しく増えた。 ・工事内容次第だが、可能な限り再資源化に努める	

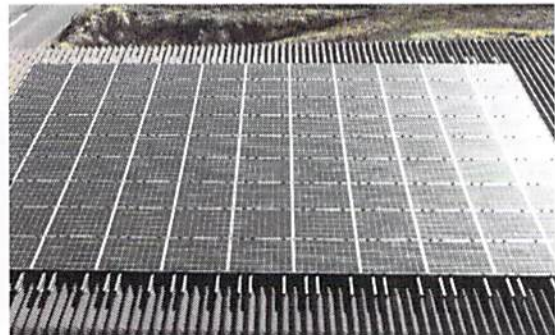
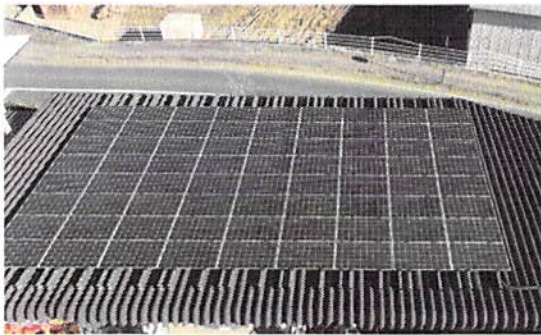
6-2.環境活動の取組計画[太陽光発電]

1.太陽光発電システム仕様

- 1-1) 中部電力への売電システム
- 1-2) 発電量 41 Kw
- 1-3) 導入及び稼働
導入 < 2013年3月>

2.発電量と効果

- 1-1) 中部電力への売電電力量 < 2023年6月 ~ 2024年5月>
- 1-2) 発電量 32940 Kwh
※ 12484 kg-CO₂/年
パワーコンディショナーの劣化が進み前年より発電量は低下したものの、年間電気使34096Kwh(12922kg-CO₂/年)の0.97倍の電気を発電し、ゼロエネに寄与している。



7.緊急事態の特定、準備、訓練

緊急事態と影響の内容

1.火事/火災

主な対応方法

- ・発生要因と防止方法
- ・消火器の種類とその適応
- ・消火器の操作方法
- ・通報／避難について

〈 訓練状況 〉

コロナ禍において、消防署等の動画視聴を個人・グループ形式で実施

- ・火災を未然にふせぐための対策
- ・出火した場合の消火器等の使用方法
- ・消防への通報についての確認

8.環境関連法規等の遵守状況の確認、評価・違反、訴訟等の有無（2024年版）

当社における環境関連法規は下記の法規制及び要求事項が適用され、令和6年6月30日遵守状況の確認を行ったところ下記の結果でした。現在、環境法規制・要求事項の違反、訴訟及び苦情はありません。関連法規についてはすべて遵守されています。
又、関係当局からの違反等に関する指摘は過去3年間ありません。

環境法規制等の名称	規制内容			実 施	文書・記録・チェック事項
	届出、作業等	適用範囲	適用条件	手続き・順守事項	
廃 棄 物 処 理 ・ リ サ イ ク ル					
廃棄物処理法	廃棄物の処理法	廃棄物		委託基準①委託契約の締結②契約書の5年間保存	・委託契約書の内容確認(委託金額、産業廃棄物の種類、性状、性状等変更情報の伝達方法等)
				委託基準②契約書の5年間保存	・保管期間を確認
				・マニフェストの回収・照合(発行後B2D票90日E票180日以内)・未回収戻り票の報告 ・「多量排出事業者(前年度1000t以上)」又は「準排出事業者(前年度500t以上)」に該当する場合、処理計画及び実施状況報告書を提出する(6月30日までに)。 ・「交付状況報告」の場合(毎年度6月30日までに)	・マニフェスト集計表で管理(回収日の管理、法定事項記載確認) ・交付状況報告はされているか
				処理状況の確認・第12条第7項及び第12条の2第7項	・産業廃棄物の運搬、処分を委託(1回/年 確認)
リサイクル法	土工事、外構工事、型枠工事、	指定副産物	リサイクル法:土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊、木材 国土交通省関係:建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材	・発生抑制(施工方法、資材選択) ・再利用、再生利用、再資源化努力	・施工計画書に基づき適切に実施されているか
指定副産物利用促進省令	土工事、外構工事型枠工事、	指定副産物: 建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の利用	【再生資源利用促進計画の作成】 ・本工事の請負金額が100万円以上の場合、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡にかかわらず作成する	指定副産物に係る搬出量と再資源化施設への搬出量等計画の作成	・施工計画書に基づき適切に実施されているか
建設リサイクル法	建築物の解体工事・床面積の合計80㎡以上 建築物の新築・増築工事・床面積の合計500㎡以上 建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等)一請負金額の額1億円以上 建築物以外工作物の工事(土木工事等)一請負金額500万円以上	改修工事	【特定建設資材】・コンクリート(プレキャスト鉄筋コンクリート版を含む)、木材、アスファルト・コンクリート	・発注者への書面による計画等説明・工事着手する日の7日前までに必要事項を都道府県知事に届け出・発注者へ書面による完了報告 ・分別解体等 ・再資源化等の促進 ・再生資源の使用	・発注者への計画等説明書と完了報告書 ・下請負者への告知書 ・知事への届出書(条例規定)
容器包装リサイクル法	建設工事全般	一般廃棄物	一般廃棄物である容器包装廃棄物を対象とする。	市町村が定めた分別の基準に従い容器包装廃棄物も適切に分別排出する。	・地域条件に従っているか。
大 気 汚 染					
排出ガス対策型建設機械普及促進規程	公共工事	建設機械など	バックホウ、トラクタショベル、モーターブレード、フィニッシャー、4トンダンプ、発動発電機等	排出ガス対策型であることの確認	仕様書のとおり実施
オフロード法	公共工事	建設機械など		排出ガス対策型であることの確認	新規機械購入時に実施
騒 音 ・ 振 動					
騒音規制法	空気圧縮機等を使用する作業	・特定建設作業 ・適用指定地域		・作業敷地境界にて85デシベル以上の場合は市町村へ7日前までに届け出	届出書 低騒音型機械の使用
振動規制法	ブレーカー、舗装版破砕機を使用する作業	・特定建設作業 ・適用指定地域		・作業敷地境界にて75デシベル以上の場合は市町村へ7日前までに届け出	届出書
そ の 他 関 連 法 令					
河川法	工事のための濁水等	工事のための濁水等		漁協との協議	協議書、協定
消防法(危政令)	少量危険物の取扱い	少量危険物の貯蔵・取扱の基準	指定数量とは、第1石油類 ガソリン等:200L アルコール類:400L 第2石油類 灯油、軽油等:1000L 第3石油類重油等2000L 第4石油類シンター油等6000L	市町村条例 ・指定数量の1/5以上、指定数量未満の場合、あらかじめ消防署に届け出	少量危険物の届出
道路交通法		道路使用許可	道路において工事を行おうとする者又は工事・作業請負人	道路使用前にあらかじめ道路管理者・警察署に届出(1ヶ月毎)	届出書
道路法		道路占用許可	工作物・物件又は施設を設け継続して道路を使用する場合	あらかじめ道路管理者に届出	届出書
浄化槽法		浄化槽維持のための検査		維持管理契約に基づく点検(浄化槽法第11条検査) - 委託契約を締結	
建設業法		長野県知事		建設業の許可	許可番号長野県知事(特-4)第1471号

9.代表者による全体の評価の見直し・指示

インプット(審議事項)	アウトプット(見直し結果:社長指示)	担当	期限
(1) 内部、外部監査の結果 (管理責任者) ・情報発信の強化(HPのリニューアル、Instagram) ・SDG(地域を盛り上げる活動への積極参加) ・インターンシップの積極的な受け入れ	・コンテンツの充実、発進の頻度を上げていくこと ・「佐久平まるごとキャンパス」事業への社員参加 ・サマーインターンシップの実施(3回+α)と冬季検討	専務 専務	都度 3月末
(2)最近の不適合事例及び是正処置 (社員) なし			
(3)地域住民などの利害関係者からの苦情及び是正処置 (管理責任者) ・期中の是正していくべき情報をピックアップ	・発生時は速やかに管責に報告対応のこと ・苦情及び是正処置速やかな対応 ・経営課題として取り組んでいく	専務	都度
(4)法規制、遵守評価、社会状況の変化	・法改正事項の周知徹底	全社員	6月末
(5)環境経営方針について	・変更なし		
(6)実施体制について	・変更なし		
(7)環境経営目標及び環境経営計画について (関係者)	・引き続き化石燃料使用の低減に向けた取り組み	全社員	都度
(8)負荷の自己チェック、取組の自己チェックの結果 (担当者)	・引き続き達成項目を増やす	全社員	継続
(9)改善の提案 (各担当)	・ISO45001取得に向けてキックオフ(担当沖津) ・改善実施していることを周知し、全員に拡大できるよう努力する。	全社員	R6.7 継続